

第28回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 平成 26 年 6 月 30 日（月）午後 1 時～ 3 時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 7 階 第 6 委員会室

3 出席者 (会 長) 坂元 茂樹 (会長代理) 川崎 裕子
(委 員) 有本 純子、康 由美、杉山 貴士、中岡 幹男
八尾 進、堀 智晴、水谷 綾、村上 栄二、森田 英嗣
(事務局) 市民局 梶本 理事、平澤 ダイバーシティ推進室長
ダイバーシティ推進室 馬場人権企画課長、
今井 多文化共生担当課長、柿木 共生社会づくり支援担当課長、
津村 人権企画課長代理、向 共生社会づくり支援担当課長代理、
中井 人権企画課担当係長
人権啓発・相談センター 藪中 所長、中川 相談担当課長

4 議題

- (1) 「人権が尊重されるまち」指標の運用について
- (2) 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて
- (3) 人権啓発の取組みについて
- (4) 人権相談の取組みについて
- (5) 多文化共生の取組みについて
- (6) その他

・戸籍情報の業務目的外閲覧等にかかる自己申告調査の中間とりまとめについて

5 議事

○中井人権企画課担当係長 ただいまから第 28 回大阪市人権施策推進審議会を開催します。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。本日司会を担当する市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の中井です。よろしくお願ひします。

本日の審議会は大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開としております。また、本日の議事録、議事趣旨につきましては情報公開を進める観点から、後日、市民局のホームページに掲載する予定です。

議事に入る前に本日の資料等をご案内いたします。お手元に第 28 回大阪市人権施策推進審議会次第、配席図と名簿をお配りしております。議事の資料につきましては資料一覧のとおりお配りしておりますのでその都度ご確認をお願いいたします。

なお、有澤委員、代田委員、武田委員、平沢委員におかれましてはご欠席のご連絡をいただいています。

それでは大阪市の出席者を代表し、市民局理事の梶本からごあいさつを申し上げます。

○**梶本市民局理事** 本日はご多忙の中、審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては平素から本市人権行政の推進をはじめ市政の各般に格別のご協力・ご指導を賜りあつくお礼申し上げます。本日は「大阪市人権行政推進計画」～人権ナビゲーション～に基づき取組みを進めている、「人権が尊重されるまち」指標の運用、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてご意見を賜りたいと存じております。

また、平成26年度人権啓発、平成25年度人権相談の取組みについてのご報告と多文化共生の取組みにつきましてもご報告いたします。また、戸籍情報の業務目的外閲覧等に関する自己申告調査の中間取りまとめについても、ご報告します。

本日も審議いただく大阪市人権行政推進計画に基づく取組みが本市の目指す1人ひとりの人権が尊重される社会の実現において、より効果的で実りのあるものになりますよう皆様方のご審議をお願い申しあげ、あいさつとさせていただきます。

○**中井係長** それでは、以降の議事進行については、坂元会長にお任せいたします。

○**坂元会長** それではお手元の議事次第に従いまして議事を進めて行きたいと思っております。本日の議題(1)「人権が尊重されるまち」指標の運用について、事務局より説明をお願いします。

○**津村人権企画課長代理** 議題1「人権が尊重されるまち」指標の運用について、説明します。

資料1をご覧ください。「人権が尊重されるまち」指標の運用については、毎年度、数値を最新データに更新していくとともに、指標項目の点検、拡充、修正等を実施して、平成26年度には、市政モニター調査「人権行政について」を実施し、基本指標に反映する予定です。スケジュールとしては本年8月に市政モニター調査を実施し、9月から調査結果の集計・分析を行い、平成27年2月開催予定の審議会において調査結果を報告し、調査結果を反映させた平成26年度版指標の案についてご審議していただいたうえで平成26年度版の指標を作成し、公表したいと考えています。

資料2をご覧ください。目次の中に、Ⅰ基本理念と、Ⅱ様々な人権課題の取組みの中の各項目が記載されています。これらそれぞれのページに平成24年度に実施した市政モニター調査によって得た市民意識の調査結果を掲げています。

次に資料3をご覧ください。今回の市政モニター調査「人権行政について」は、指標についての調査と大阪市人権啓発・相談センターの人権相談事業にかかる調査を合わせて実施する予定です。その資料のうち大阪市人権啓発・相談センターの事業にかかる部分は議題4「人権相談の取組みについて」でご審議いただく際に説明いたします。

調査目的は、指標の基本理念や基本指標についての市民意識を把握し、総合的な人権行

政を推進するうえでの基礎資料とするためとしています。この市政モニター調査は平成 24 年度から 2 年ごとに実施することとしており、5 年ごとに実施している「人権問題に関する市民意識調査」の補完的な調査として実施するものです。

調査方法はインターネットによるアンケートで実施時期は 8 月を予定しています。

市政モニター数は 800 人で、選出区分、年代及び男女別人数、国籍別人数はそれぞれ資料に記載している通りです。

指標にかかる質問項目については全 15 問となっており、経年変化をとらえるという観点から前回の平成 24 年度市政モニター調査と同じ質問にしています。

問 1 と問 2 は基本理念に関する質問です。これは、「人権問題に関する市民意識調査」と同じ質問にしています。

問 3 から問 15 までは様々な人権課題の取組みに関する質問です。前回の平成 24 年度人権意識調査を実施する際に、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民、個人情報保護、犯罪被害者等への支援、ホームレスについて、それぞれの担当部局における運営方針や重点課題とのかかわりを考慮したうえで、担当部署と協議・調整して作成したものです。

回答については、いずれも、市民意識を数値で把握することに主眼を置き、自由記述欄を設けず、4 つの選択肢から 1 つを選択していただくこととしています。また、個々の人権課題に取り組む大阪市のイメージについて、市民意識を把握する趣旨で作成しており、現状について十分ご存じない課題もあるかとは思いますが、あえて選択肢を設けず、イメージとしてお答えいただけるような設問にしています。

○**坂元会長** ありがとうございます。「人権が尊重されるまち」指標の運用について、ご意見、ご質問はありますか

○**康委員** 2 点あります。1 点目は平成 26 年度も同じ様に報告書を作られるのであれば、内訳を、きちんと記載しておいてください。

2 点目は、なぜ実態調査ではなく抽象的な意識を予算をかけて聞こうとしているのか教えて下さい。

○**津村課長代理** まず、1 点目の内訳については、平成 26 年度版の指標を作成する前に市政モニター調査報告書を作成して報告させていただきます。その中で、年代、性別、国籍別等の内訳がはっきり分かるような形にします。また、「人権が尊重されるまち」指標についても、市政モニターの内訳を記載したいと思います。

2 点目については、人権が尊重されているまちに近づけるために行政が行っている施策をインプットとして、それを市民がどのように感じておられるのかということを外プットと考え、そのアウトプットである市民意識を把握して、「人権が尊重されるまち」指標に掲げる必要があると考えています。

○**康委員** もう一点、過去にこの指標に基づき、人権行政に反映させたものがあれば教えてください。

○津村課長代理 昨年3月に発行した、平成24年度版に初めて、市政モニターの調査結果を掲載したところであり、その後まだ1年しか経過しておらず、その結果、指標がどのように認知されて評価されているのかについては、把握できていません。指標については、行政目標数値等のインプットを載せるだけではなく、市民の方の意識をアウトプットとして把握し、調査結果を載せることによって、どれだけ人権が尊重されるまちに近づいているのかを実感していただくと考えている段階です。

○康委員 私は実態調査の方が実効性があるのかと思いますので、またご検討ください。

○堀委員 経年変化をはかるため、質問項目を変えないということですが、例えば、「障がいのある人」の問9で、「障がいがある人が職業訓練や資格取得の機会に恵まれ自立した生活を営めるまちである」とありますが、私の意見では、「訓練や資格取得」では不十分で「自分のつきたい職業について働き自立した生活を営めるまち」であるかどうかを望ましいと考えています。

確かに意識調査として、経年変化をはかる意味はあるのですけれども、それに固執して、よりよい質問項目に改めることが無ければ調査として問題が残ると思います。

8月の実施まで、質問項目について精査する必要があると思います。

また、これまでの調査の経過をきちんと振り返って、今までのやり方で良かったのか、意義と問題点を明確にしたうえで実施しなければルーチン化してしまうと思います。

○坂元会長 確かに我が国も障害者権利条約を批准いたしまして、障がい者に対する合理的な配慮を行わないと障がい者に対する差別にあたるというこの条約を批准していく立場にありますので、障害者権利条約批准の前と後で多少設問も検討が必要である場合もありますのでご指摘のあったことを含めて、設問の再検討をお願いします。

○梶本理事 質問項目の一部変更をさせていただきます。本調査は、5年ごとに大阪府と合同で実施している「人権問題に関する市民意識調査」の補完的な調査として実施しています。「人権問題に関する市民意識調査」では、標本数も違うので大阪府と調整しながらできるだけ反映させていきます。

○坂元会長 それでは、委員各位のご意見ご指摘も踏まえ事務局でご検討いただいて「人権が尊重されるまち」指標の運用について着実に施策を進めてください。

議題2「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局から説明をお願いします。

○津村課長代理 議題2「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて説明します。「人権の視点！100！」実行プログラムの全所属、所属とは区役所や局等の部局を指しますが、全所属において、人権の視点から事務事業を点検して毎年度策定し、実施しています。実行プログラムの経緯や趣旨については、これまでも説明してきましたので、今回は省略させていただきます。まず平成25年度の実行プログラムの取組みについて資料4をご覧ください。資料4は、全50所属の平成25年度の実行プログラムの一覧となっております。人事室と総務局が合同で一つのプログラムを策定したので、プログラム数は49

となっています。

資料5は所属ごとの平成25年度の計画と評価、平成26年度の計画を一枚にまとめた資料です。裏面の北区役所のページをご覧ください。上の表は、平成25年度の評価結果の表ですが、昨年の第25回審議会で、プログラム策定時の基本姿勢や行動目標などとの対比ができる資料にすべきであるとのご意見をいただきましたので、今回、プログラム策定時の内容を上に併記しました。

評価結果の左から4列目の「項目別評価」では、当該プログラムについて「取組み内容」、「効果の程度」等の6つの項目を設けて、それぞれ項目ごとに◎、○、△の3段階で自己評価を記入しています。

資料6は全所属のプログラムの項目別評価です。上から2段目ですが、49のうち、41のプログラムが所属において、期待していたとおり又はそれ以上の効果があったと評価されており、3段階推進体制の評価で「推進体制としては弱かった」とされるプログラムが3つありますが、平成23年度から順に6つ、4つと少しずつ減ってきており、実行プログラムの浸透が進んでいることがうかがえます。

次に平成26年度実行プログラムの概要について説明します。資料4の裏面をご覧ください。平成26年度の全50所属の実行プログラムの一覧があります。

資料5の1枚目をめくっていただき、裏面の北区役所の一覧をご覧ください。下の表の右から2列目に「前年度のプログラムの評価を踏まえて改善させたところ」とあります。実行プログラムについては、前年度の実施状況を検証して改善し、新たなプログラムを策定するPDCAという手法をとっており、各所属がプログラムを策定する際に改善させたことを記載しています。

資料7をご覧ください。資料7は各所属の実行プログラムを「人権の視点に立った環境整備」、「人権の視点に立った情報発信・広聴広報」等、7つの項目に分類して、その件数を示したものです。

3つ目の「子ども、高齢者、障がい者等に対する理解、支援」、4つ目の「市民と協働した人権尊重のまちづくり」、5つ目の「多文化共生」の所属数は、比較的少数となっています。福祉施策や市民との協働に取り組む所属は多くございますが、実行プログラムとして取り組む所属は少ない状況です。一方で、6つ目の「事業者としての責務」については、平成23年度に2つだけでしたが、平成26年度では11にまで増えてきています。

事務局としては、今後一層、先進事例や効果的な事例などを他の所属に紹介することなどにより、実行プログラムの改善、充実が図られるようにしていきたいと考えています。

○坂元会長 それでは「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてご意見、ご質問はありませんか。

○康委員 多文化共生の取組みが局・室の中で0件ですが、何か理由があるのですか。

○津村課長代理 特に理由はありません。なお、本部事務局から各所属に対して具体的な取組み内容についての要請はしていません。中央区役所の実行プログラムの「外国籍住民

への窓口対応強化」が区役所としては該当しています。

○**森田委員** 実行プログラムは、こういうことをみんなでやっ行ってこうというような方向付けはしていないのか。各部局でどのような課題を選ぶのかは各部局に任せているのか。将来的に、取組みにより予算をつけるなど考えていないのか。

○**津村課長代理** 事務事業を人権の視点から見直して、実行することとしています。具体的取組みは、各所属で設定することとしており、取組みにより予算をつけるような制度にはしていません。

○**梶本理事** 人権施策推進審議会で議論していただいた経過の中で、障がい福祉施策を担当する部署だけが、障がいのある人の視点を取り組むのではなく、それぞれの所属が6つの観点から人権の視点で、取組みを計画し、策定してPDCAサイクルのもとで取り組んでいます。

○**今井多文化共生担当課長** 多文化共生については、実行プログラムにとりあげていない部局においても、行政情報の多言語化、外国籍の子を集めた保育関係などに取り組んでいます。

○**坂元会長** トリオフォンの通訳はボランティアの方をお願いしているのでしょうか。もしくは職員が対応しているのでしょうか。

○**今井課長** 各区役所に外国籍の方が来られた際に対応できる担当者もおりますが、トリオフォンでは、国際交流センターに多国語を話せる担当者とボランティア登録者がおられます。

○**坂元会長** 今後とも説明のとおり取り組んでいただければと思います。

次に、議題3「平成26年度の人権啓発の取組みについて」事務局から説明をお願いします。

○**藪中人権啓発・相談センター所長** 資料8に基づいて、平成26年度に大阪市人権啓発・相談センターで実施している啓発事業の取組みについて説明します。

まず、「地域密着型市民啓発事業」について、市内全体で878名おられます人権啓発推進員は、日々各区と活動されており、この推進員を対象とした研修事業です。新しく就任された方々を対象とした「養成研修」を既に5月、6月に実施しております。今後、7月以降には、「全体研修」として、推進員全員対象の講義型研修を予定しており、また「リーダー養成研修」として、事業企画力などのスキルを高め、ファシリテート力の向上を目的とした研修を実施していきます。さらに、人権教材等を提供するなどの支援を行っていきます。

2ページにあります「市民啓発広報事業」は、さまざまな広報媒体を活用して市民の人権問題への理解を深めていただくための事業です。まず、「人権啓発情報誌の発行」として「KOKOROねっと」を年間4回発行し、本市関係施設、地下鉄駅や若者がよく集まる場所に配架します。6月発行の第21号では、テーマを『「違い」を「強み」に変えるそれがダイバーシティ』とした特集を行っています。

次に、「啓発資料並びに啓発ソフトの貸出し事業」としては、当センターにおいて業務実施しており、適宜、有効な資料等を購入し、貸出しを行っています。また、随時、ホームページ、フェイスブック等を活用し、人権に関する情報等を提供しています。

3 ページにあります「参加・参画型事業」について、まず「人権に関する作品募集事業」は、7月以降に実施しますが、内容は、高校、中学、小学生を対象に、ポスター等デザインとキャッチコピーを募集します。

また「Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業」について、長居スタジアムでの公式試合では、電光掲示板でスポット広告として、人権広告等を放映し、そのうち、年間2試合では人権啓発イベントを実施し、啓発物品等を配付するなどの事業を展開していきます。なお、この事業は大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会とのネットワーク事業として実施します。次に、「人権の花運動」も大阪法務局と大阪第一人権擁護委員協議会とのネットワーク事業であり、市内の25小学校に、チューリップの球根等を配付し、それを育てていくことを通じて、人権意識の醸成を図るものです。「大学等と連携した参加・参画型事業」は大学をはじめ、専門学校・高校生等できるだけ幅広い若年層を対象に、啓発事業の企画を含め実施、参加する、その体験を通じて人権意識の向上をめざす事業です。

4 ページの「企業啓発推進事業」は、市内の企業・事業者を対象に研修等の支援を行う事業です。「人権問題入門セミナー」は、新しく採用された方を対象にしたセミナーを年2回、既に5月に実施しており、今後、「労務問題関連研修会」は、管理職あるいは労務担当者を対象にした研修会を年2回、「事業主のつどい」は事業主、経営者等を対象にした研修会を年2回予定しています。また、「ブロック別研修」は、昨年度までは各区単位で実施していたものを、今年度は市内を7ブロックに分け、ブロック単位で人権課題・テーマを設定のうえで実施していきます。

最後に、「事業効果検証」は、会議形式としては昨年度から実施してきましたが、各事業についてきちんとPDCAサイクルが働いているかを検証し、翌年度の事業内容等に反映していく取組みです。

次に、資料9は、今年度の各区における人権啓発事業の予定をまとめたものであり、特徴的には、5月憲法週間、12月人権週間、1月成人の日などの節目、また、区民まつりを活用しながら、ほぼ年間を通じて各区で様々な啓発事業を取り組む予定となっています。事業手法も、講演会、街頭啓発、映画会や研修会・セミナーなど集客性を高めるために色々な工夫をしながら、各区各地域の特性に応じて工夫をいただいています。

○坂元会長 ただいま説明がありました、「平成26年度人権啓発の取組みについて」ご意見ご質問はありませんか。なさそうですので、事務局において説明された通りに取り組んでいただけたらと思います。

議事を進めます「平成25年度人権啓発の取組みについて」事務局から説明をお願いします。

○中川人権啓発・相談センター相談担当課長 さきほど「人権が尊重されるまち」指標の

説明の中にございでしたが、今般、人権相談についての市政モニター調査を実施することにしていきます。まず、人権啓発・相談センターにおける人権相談事業について説明します。本市では多様化する人権問題に対応していくために全市的な相談拠点施設として平成 22 年 10 月に人権啓発・相談センターを開設しました。開設 3 年を経過したこの機に市政モニター調査を実施し、今後の人権相談事業の充実に向けた検討材料としていきたいと考えています。資料 3 をご覧ください。問 16 では、「あなたは、人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合、どうしようと思われませんか」という問いです。問 17 では前問で、誰かに、またはどこかに相談すると答えた方に対し、「具体的にはどこに相談しようと思われませんか」という設問を設けています。さらに問 18 の設問では「気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口いわゆる、人権啓発・相談センター」の認知度を調査したいと考えており、問 19 では前問で人権啓発・相談センターを知っていると答えた方に対し、情報の入手経路を聞く設問としています。最後に問 20 では人権侵害に対する相談、救済に最も必要だと思うことは何かという設問を設定しています。以上が人権相談事業にかかる市政モニターにおける調査内容です。

次に、「平成 25 年度人権相談事業の取組みについて」報告します。資料 10 を参照ください。相談者の特徴としては、社会的に弱い立場におられる市民、どこに相談を持ちかけたらよいのか分からない市民からの相談が多く寄せられています。

また、精神疾患、被害妄想等、思い込みにより行政機関他機関において相談に応じてもらえないことを人権侵害として訴えてこられるケースもあります。

次に資料 11 をご覧ください。課題別の相談件数は平成 25 年度ベースで、障がい者問題が 2,787 件で最も多く、生活問題が 1,384 件、以下近隣、家族、医療、労働、高齢者等の課題別の相談件数の合計が 9,995 件となっています。とりわけ、障がい者問題の伸びが著しい理由としては、障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に制定されたことにもない、障がい者問題に対する当事者の課題意識が高まったことと併せて、精神疾患をお持ちの方からの話し相手を求めている相談もかなり多い状況が確認されました。また平成 24 年度に 1,533 件あった高齢者問題が昨年度は 549 件と激減しています。これは地域包括支援センターの高齢向け相談が定着した結果相談者自身や家族、関係者が直接地域包括支援センターに相談を持ちかけられるケースが急増したもので、関係先に確認したところ平成 23 年度は 178,000 件あった地域包括支援センターの相談件数が平成 25 年度では 263,000 件と 2 年間で約 48%増の相談があったとのことでした。さらには平成 23 年度 816 件だった女性問題につきましても平成 25 年度は 441 件と半減しています。

これは平成 23 年 8 月に大阪市配偶者暴力相談センターが設置された影響が大きいと考えられます。関係先に DV に限ったの受付件数を確認したところ、平成 23 年度が 451 件だったものが平成 25 年度では 938 件に倍増したとのことでした。

次に資料 11 の裏面、他機関連携について説明します。人権相談窓口では単一の専門機関では果たすことの出来ない輻輳した課題について、相談ネットワークをフルに活用しながら

ら相談者の人権救済に向けた連携・支援を積極的に行い、市民のセーフティーネットとして大きな役割を果たしているところです。平成 24 年度他機関との連携件数は 1,028 件でしたが、平成 25 年度の連携件数 2,360 件に倍増した理由としては、平成 25 年度他機関連携の強化策の一環として、昨年 7 月から 11 月にかけて各区役所、障がい者支援相談センター、地域包括支援センター、地域活動支援センター、ハローワーク等に個別訪問を実施し各相談窓口でのチラシの配布と連携・協力要請を行った成果が反映されたものです。一方、コミュニケーションのとりにくい市民に対しては本人同意を得たうえで同行支援体制を整え、関係機関への引き継ぎに際しても、事前に電話による丁寧な引き継ぎを行うなど寄り添い型の相談支援体制を徹底しています。また区役所との連携強化と相談機能の充実を図っていくうえで区役所相談担当職員のスキルアップが不可欠なことから、毎月人権相談担当者会を開催し、これまでの解決事例や区役所におけるフィードバックすべき相談事例をもとにケーススタディーを行うなど職員資質の向上と機関同士の連携強化に努めているところです。

○坂元会長 平成 25 年度の人権相談の取組みについて、ご意見ご質問等ありませんか。

○堀委員 障がい者に関する相談が増えており、障害者差別解消法等の影響があるということですが、相談内容の内訳を知ることは出来るのでしょうか。

○中川課長 障害者差別解消法につきまして福祉局に確認したところ、同法施行は平成 28 年度からということで現在、詳細の取組み等を検討中とのことでした。障がい者に関する相談の件数が増加した理由として、同法の影響も大きいと思いますが、一方、精神疾患をお持ちの方が何度も相談を持ちかけてこられるケースや、近隣でのトラブルをその都度相談されるケースなどセンシティブな情報を含む相談も多くあり、特に個人情報に関わる問題については控えてまいりたいと考えています。

○康委員 人権相談は当事者が投げかけて来るものだから、大阪市の人権行政にとって何が重要なのが一番浮き彫りになる資料になると思いますので、個人情報の保護という観点は分かりますが、例えば女性に関する相談の内容がDV、ジェンダー、セクハラ、不当取扱等とそれぞれが何件あった等の内訳を個人情報が特定できないような範囲で公表出来ませんか。

○中川課長 相談時の個別の資料を確認すれば集計できますので別途報告します。

○堀委員 NPOの事業所が障害者福祉法に基づいて、相談事業を実施しており、他機関との連携として、地域活動支援センター等と連携して、その地域の個別の問題に対応していくことは非常に重要なことだと思います。

○中川課長 ありがとうございます

○梶本理事 国のホームページでも件数は出ているが、事例となると詳しい内容は掲載されていません。相談事業は、セーフティーネットと考えているので、できるだけ見える化したいが、個人情報、プライバシーの問題もあり難しい状況です。今回、相談事業についてもアンケート調査では、人権啓発・相談センターがどこまでセーフティーネットになっ

ているのかを把握したいと考えています。

○坂元会長 ほかにありませんか。

○康委員 女性問題が激減している理由として、平成 23 年配偶者暴力相談支援センターが設置されたとありますがこの配偶者という表現が狭義である印象があり、配偶者間以外で事案が発生した場合、自分に関係がないと思う人がいるのではないのでしょうか

○梶本理事 法律で定められた名称で、すべての都道府県で配偶者暴力相談支援センターの設置義務があります。また、今回の資料からは省いておりますが、大阪市では、クレオ大阪で女性の相談を実施しています。

○中岡委員 私はあいりん地区で地域包括の相談員を 4 年間やってきました。地域包括の様々な所と連携強化をはかる中で、人的交流をはかったり、踏み込んだ相談があれば教えてください。

○中川課長 あいりんの関係では、自殺未遂の女性の方からの相談で自立を目指してシェルターへ誘導し、引き継いだ事案が 1 件ありました。

また、区役所の保健福祉と、認知症の方で見守りが必要な方を地域包括支援センターや病院に繋ぐケースなどがありました。

○坂元会長 この件に関しては、各委員のご指摘を踏まえ、事務局で検討のうえ報告していただきたいと思います。議事を進めます。議題 5 「多文化共生の取組みについて」事務局から報告をお願いします。

○今井課長 資料 12、13 の外国籍住民施策ガイドブックについて報告します。

平成 23 年度及び平成 24 年度に開催した「大阪市外国籍住民施策有識者会議」での意見をまとめた「有識者会議意見集」を平成 25 年 3 月に作成しましたが、この意見集を参考にしてこれまでの外国籍住民施策基本指針また同指針の実現に向けた取組み（提言）を踏まえ、各区役所等で活用しやすい「多文化共生施策を進めるためのガイドブック」を本年 2 月に作成しました。

資料 13 の表紙の次「はじめに」の中に「人と人とのつながりから始まる多文化共生のまちづくりを進めていくためには、その基本となる外国籍住民の暮らしを豊かにする隣近所の付き合いや地域コミュニティーへの参加等は欠かせないものであり、これらの地域等の特性に応じて進めていくことが必要であると考えています」と記載しています。国籍や世帯構成等、地域で実際にお住まいの外国籍の方々の特性に応じて取り組んでいくことを目的に、すでに取り組んでいる特徴のある取組みを紹介するガイドブックとして作成しました。次に「ガイドブックについて」として、本ガイドブックの考え方を記載しています。次が、第 1 章で大阪市内におられる外国人住民数の推移や計画について、説明しています。第 2 章からは、課題 1 から課題 8 として、例えば、課題 1 では情報提供など、8 つの課題にまとめてそれぞれの課題につき具体例を示しています。最後には関連統計資料として、大阪市の資料、法務省の在留外国人統計資料を掲載しています。

次に、資料 14 「多文化共生施設にかかる有識者意見聴取」は大阪市の外国籍住民をめぐ

る諸問題また多文化共生施設のありかた等について、平成 26 年度は 6 名の学識経験者から幅広いご意見をいただくこととしており、今年度の多文化共生施設を効果的に推進していきます。課題設定テーマは多文化共生やダイバーシティの考え方の広報事業の進め方やガイドブックを基にした区役所との連携により、外国籍の方々が地域で不便なく生き生きと生活できる環境づくりをどうやって進めていくか、また、この取組みを進めていくためのネットワークを作っていくことを考えています。具体的には、地域住民、区役所、NPO 等との効果的な協働をどう実現していくのか考えていきます。次に、大阪国際交流センター等との間で、今まで以上に効率的に効果的に事業連携していくのはどうしたらいいのかといったことをテーマに進めています。第 1 回は平成 26 年 5 月 21 日に開催し、6 名全員に集まっていたいただき、色々な意見を賜りました。また、有識者各委員には各テーマについて再度詳しくご意見をお伺いし、最終的には、レポート形式でご意見をお伺いする予定としています。

○坂元会長 多文化共生の取組みについて、意見、質問はありませんか。

○康委員 外国籍住民施策有識者会議はまだあるのですか。

○今井課長 有識者会議は現在休止しています。平成 25 年度は、いただいた意見をガイドブックとしてまとめることを優先し、今年はその使い方を含めて、6 人の有識者の皆さんに個別に意見を聞いていくこととしています。

○梶本理事 有識者会議はこの冊子を作ることが目的であり、初期の目的は達したと考えています。そのうえで、実践について、それぞれの得意分野の委員から意見を聴取するという形で個別に意見聴取する形としています。

○堀委員 「多文化共生仕掛け人」とは面白い名称ですが、公用語として使っているのでしょうか。誰かが認定したのでしょうか。

○今井課長 ここでいう仕掛け人とは、識字・日本語教室にてボランティアで日本語を教えている方など、多文化共生について熱心で協力的な方、一緒に区役所等との多文化共生事業を進めてもらえる人に対して、仕掛け人という言葉を使っています。

○梶本理事 平成 24 年度に国の事業を、この名前で取りにいきました。多様な外国籍の方に情報提供をしなければ広がっていかないので、識字学級へこちらから出向き、キーパーソンを探している状況です。

○堀委員 多文化共生の取組みのボランティア等を、キーパーソンと位置づけして支援していくことは良いと思います。仕掛け人という名前が良いか悪いかではなく、こういうやりかたを手法として、人権施策を進めていくと良いと思う。

○康委員 外国人住民は分かるのですが、外国籍住民というのは一般的なのでしょうか。

○今井課長 ガイドブックの初めの方に説明を記載していますが、本市においては、施策事業の対象者として、現在の国籍が外国籍の人だけでなく、ルーツが外国にある人も含めて外国籍住民と呼んでいます。

○森田委員 各区各局における外国籍住民に対する施策等を推進する際の参考としてこの

ガイドブックを活用するとのことですが、先程の「人権の視点！100！」実行プログラムとの関係はあるのでしょうか。また、評価はするのでしょうか。

○**今井課長** 多文化共生担当でガイドブックに基づいて実施した各区等の事業の把握をしていきます。ただ、各所属でこれを「人権の視点！100！」実行プログラムとして取り組んでもらえるのかはその所属次第です。

○**坂元会長** 委員の意見を踏まえ、多文化共生について取組みを進めてください。

議事を進めます。議題6その他として、「戸籍情報の業務目的外閲覧等にかかる自己申告調査の中間とりまとめについて」事務局から説明をお願いします。

○**馬場人権企画課長** 資料15をご覧ください。本年5月9日の報道発表資料という形で本日の資料としています。本日はその概要等についてご説明申し上げます。

本議案は本市職員が業務と関係なく戸籍情報システムを利用し勤務業務時間中に複数の戸籍情報を検索・閲覧していたことが平成26年2月に判明したものです。この事を踏まえ戸籍情報システムを利用し、戸籍事務に従事する全職員及び区役所等窓口業務受託業者の従業員につきましては外部委員の意見を踏まえながら戸籍情報の業務目的外閲覧の実態を解明するための調査を行うこととし、本年3月から着手してきた自己申告調査の中間とりまとめを本年5月に行ったものです。今回の自己申告調査では、職員が興味本位、自己の都合から戸籍情報にアクセスしていることが明らかになりました。今後自己申告事例以外の事例の有無を確認するため、戸籍情報へのアクセス履歴をもとにした調査を実施するなど、戸籍情報の業務目的外の閲覧等の目的を解明し、改めてその結果について公表することとしています。

次に、中間取りまとめですが、平成22度から平成25年度の戸籍情報システムのIDを付与されていた職員980人の内、戸籍と抄本の交付や戸籍届けにかかる閲覧等の業務目的外で戸籍情報システムにアクセスしたと申告した者が約93名、アクセスされた戸籍数は361戸籍となっています。閲覧情報の開示提供の有無について、第三者に提供した申告はありません。今後の対応については、職員等に対する調査等について申告事例についての業務目的の精査、申告事例以外の事例の有無を確認する為の戸籍情報システムへのアクセス記録との照合作業を本年6月中をめどに実施することとしていますが、本日6月30日現在も作業を継続中です。戸籍情報が個人情報であるということを踏まえ、これまで実施してきた職員研修に加え、個人情報の管理を徹底する研修を本年5月13日に実施しました。

○**坂元会長** 事務局から説明のあった内容について、ご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので議事を進めます。次に、康委員より参考資料が提出されていますので説明をお願いします。

○**康委員** 新聞記事をそのまま配る方がいいのですが、取り扱い上難しいとのことで引用文章という形にしています。門真市では、在特会の幹部らが市役所に来て市の市政を問いただすということがあり、門真市としては、いかなる団体であっても差別行為は許されないと回答し、その後、条例の条項を適用して、こうした団体の施設利用を制限するとのこ

とです。山形県では、図書館が併設され児童が出入りする施設を不許可にした事例があります。許可した事例では、東京都豊島区で公会堂を許可。東大阪市は市民会館を許可。大阪市は公園、市施設を貸しています。これについてダイバーシティ推進室の見解として「良いこととは思っていないが、表現の自由もあり、市として使用をやめさせるまで踏み込まない」と掲載されています。また、大阪府、市長会は国に要望したとあり、後は、学者の意見があり、憲法の先生は集会の使用不許可は難しい。刑法の先生は、規制は可能と言っています。ちなみに朝鮮学校で認められた慰謝料の高裁判決は来週に出る予定です。また、近畿弁護士会でも、ヘイトスピーチについて検討する予定となっています。

○**坂元会長** ありがとうございます。意見交換に入る前にその毎日新聞の取材を受けた事務局の方から説明をお願いします。

○**今井課長** 今年の2月に毎日新聞の取材を受け、ヘイトスピーチに対する見解としては、好ましくない、施設の使用許可については、管理者が適切に判断するものと回答しました。使用許可の統一基準をつくらないのかとの問いについては、そういう団体だからといって不許可とするのは難しいと答えました。

なお、新聞記事を見て、ダイバーシティ推進室は許可すること自体を好ましくないと言っていると捉える人もいると思いますが、私はヘイトスピーチは好ましくないと答えただけです。

○**馬場課長** つづきまして、施設の使用許可について説明します。公の施設については管理に関する事項について条例で定めることになっています。地方自治法では、公の施設は何人に対しても使用を許可することが大前提となっており、大阪市でも施設ごとに条例で定め、許可を行っています。条例では、使用許可の制限に関する事由として、公安・風俗を害する恐れがあるとき、建物・設備等の損傷の恐れがあるとき、管理上の支障があるとき、暴力団の利益になるときなどと規定しています。

本市としては、ヘイトスピーチを助長しようとするものではなく、現行法では、一定の制限事由に該当する場合以外は、施設の使用を許可するという考え方でいかなるを得ない状況にあります。

○**坂元会長** この問題について意見等がありますか。

○**康委員** ヘイトスピーチでは「死ね」や「人間ではない」「ウジ虫」などと言っています。ヘイトスピーチというものをきちんと定義さえできればなんとか規制はできるのではないかと考えてはいますが、定義そのものが難しいという議論もあります。しかし、ヨーロッパではかなり規制が進んでおり、何故かというと、ヘイトスピーチのような表現は、かつてナチスが行った表現で、人種差別のみならず虐殺に結びつくということで、ドイツ・イギリスなどから規制の動きがあったという歴史があります。

○**川崎委員** 朝鮮人学校の問題が起きた頃はひどかったが、最近でもそうなのですか。

○**康委員** カウンターとの兼ね合いから実施されない時もあるが、変わらず同じことをしています。

○**杉山委員** 今の話で、見解として良いこととっていないこと、市としての使用を止めさせるわけにはいかないというのは分かりましたが、表現の自由というところは市としてはどういう風に考えてこの見解を出したのかがわからないのですが。

○**今井課長** 新聞社からの「ヘイトスピーチをどう思うか」の質問については、好ましくない、「各施設の使用許可を止めさせないのか」の質問については、表現の自由もありそこまで踏み込めない、何々団体について過去に例があったからといって断ることはできないと回答しました。

それに対してこの記事が出たので、記事を読んだ人は良いことではないけども許可をしているととらえられたのではないかと思います。

○**杉山委員** わかりません。表現の自由という言葉はどこから出てきた言葉なのでしょうか。これはダイバーシティ推進室が言った言葉なのでしょうか、新聞社の方が出した言葉なのでしょうか。

○**今井課長** 私の答えですが、2つの別の質問に対する回答を1つの回答として書いてあるのでわかりにくくなっています。「大阪市としては憲法で保障されている表現の自由もあり、許可の制限をするのは難しい」ということと「ヘイトスピーチは好ましくないということ」を別々に答えましたが、新聞記事では、「好ましくないのに許可している」と捉えられており、それは違うということです。

○**杉山委員** わかりました。2つの回答が混ざったということですね。

○**川崎委員** 私はピース大阪の理事をしていたことがあります。反対派の人たちの「大東亜戦争は正しかった」や「南京大虐殺は無かった」とかいう考えの方々の利用を止めることは出来ないということで結局、貸し部屋事業を辞めた経過があります。

○**坂元会長** 人権差別撤廃条約第4条では人種差別にあたる様な行為を犯罪にしようとしているが、表現の自由を認める憲法と抵触ということで日本政府としては留保している。

京都地裁の事例では、人種差別に当たるとして損害賠償を民法の規定で、人種差別撤廃条約の精神を入れて結審したところで、本年7月8日に大阪高裁で京都地裁の結果が維持されるであろう状況です。大阪市の鶴橋で、外国人の方たちを傷つける行為が行われているので、大阪市として、今年8月に国へ要望されるが、人を傷つける様な言動はやめるようにとの積極的な啓発事業を行っていただければと思います。

○**平澤ダイバーシティ推進室長** 大阪市としても、国への要望については引き続き、本年8月にも、法による対応を含めて実効性のある対策を講じていただきたいと要望してまいります。

また、啓発活動の充実といった取組みの強化の要望もしており、大阪市としても色々な手法を使い、啓発等にも取り組んでいきたいと考えています。

○**坂元会長** それでは予定していた時間もまいりましたので、本日の審議は以上で閉会したいと思います。本日も議論いただいた内容あるいは意見について、今後、人権行政の取組みを進めるにあたって十分に活用いただけるよう、実施をはかっていただきたいと思います。

ます。また検討課題とされました内容につきましては、事務局で検討のうえ、報告していただきたいと思います。本日の審議会はこれで終了するわけですが、私たち委員は本年10月末をもって2年間の任期が満了となります。事務局の説明によると、市政モニター調査の結果は、来年2月を予定しているということであり、このメンバーでの審議は本日で最後になると思います。この2年間、ご審議、ご協力いただきありがとうございました。

なお任期中にもし審議すべき案件があれば、改めて召集させていただくこともございますのでその時には宜しく願いいたします。それでは事務局にお返しします。

○中井係長 活発なご議論をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして第28回大阪市人権施策推進審議会を閉会いたします。